

## 指定事務事業問題点・対応報告書

次の指定事務事業について問題が生じたので、問題点とその対応策について報告します。

指定事務事業名： 下水道管路の整備（久寺家1・2丁目地区）

基本施策名： 5-6 下水道の整備と普及

担当部課名： 建設部下水道課

報告日： 令和4年11月24日

## 1. 問題点及び問題点が生じた理由等

明許繰越している公共下水道管敷設工事（1工区）において、当該工事路線の一部に、北千葉広域水道企業団が管理する現在は使用されていない送水管が残置されており、工事の支障となっています。

この残置された送水管について、管理者である北千葉広域水道企業団と撤去に向けた協議を重ねた結果、令和4年4月から同年7月の期間で管理者の責任において撤去工事を行うこととなっていました。入札不調等により撤去工事の着手が大幅に遅れ、現在、令和5年2月までの期間で撤去工事を行っています。

このため、公共下水道管敷設工事（1工区）は、一時中止となっており、令和4年度内の完了が困難となったことから事故繰越となります。

## 2. 今後の対策

北千葉広域水道企業団の送水管撤去工事完了後に公共下水道管敷設工事（1工区）を再開し、早期の完了を目指します。

また、令和5年1月に発注を予定していた舗装復旧工事については、公共下水道管敷設工事（1工区）完了後に行う予定です。